気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定

東京都東久留米市（以下「市」という。）と○○○○（以下「事業者」という。）は、次のとおり、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定（以下「本協定」という。」を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、気候変動適応法（平成３０年法律第５０号。以下「法」という。）に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、第３条に定める当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条 本協定で使用する用語の定義は、法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第３条 本協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

一 名称 〇〇○○

二 所在地 東久留米市××〇丁目〇番〇号

（供用部分）

第４条 対象施設において、住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は館内共用部分とする。

（開放可能日等）

第５条 対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

一 開放する曜日 〇曜日～〇曜日

二 開放する時間帯 午前〇時～午後〇時

三 開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数 ○○人

（施設の管理）

第６条 対象施設の管理責任者は、次に掲げるとおりとする。

所属部課： ××××

担当者名： △△△△

連絡先： ○○○〇

２ 事業者は、法及び気候変動適応法施行規則（令和６年環境省令第２号）に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。

３ 市は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、改善を申し入れることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

第７条 市は、東京都を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに事業者に伝達するものとする。

２ 事業者は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第５条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第４条に定める供用部分を一般に開放するものとする。

３ 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、事業者においてこれを行うものとし、必要に応じ市に協力を求めることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応）

第８条 事業者は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第５条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第４条に定める供用部分を一般に開放にするよう努めるものとする。

２ 前条第３項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

（変更の協議）

第９条 事業者は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ市と協議するものとする。

（協定の有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、令和●年〇月〇日から令和●年１０月３１日までとする。ただし、当該期間の満了の２か月前までに、市又は事業者のいずれからも本協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、本協定は、引き続き同一の条件で１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１１条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、市及び事業者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、市及び事業者が記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和●年〇月〇日

市 （住所） 　東京都東久留米市本町三丁目３番１号

（氏名） 東久留米市長　　富 田　　竜 馬

事業者 （住所） 　××××

 （氏名） ○○〇〇